

(電子メール施行)
障支第1444号
平成29年1月10日

障害児通所支援事業所代表者様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

障害福祉サービス事業者等及び市町等における
事故等発生時の報告取扱要領について

標記のことについて、基準省令においては、「障害児に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。」と定められていますが、これまで具体的な取り扱いについてお示ししておりませんでした。

このため、「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」を改正し、報告対象事業所に障害児通所支援事業所を追加（別添取扱要領の下線部分）しました。

つきましては、同取扱要領に基づき、所定の報告様式（別紙2）により、事故の発生状況及び対応状況を正確に記載し、市町にご報告いただきますようお願いいたします。（別添フローチャート参照）

なお、事故が発生しないよう日頃から十分ご留意いただきますとともに、事故が発生した場合の対応方法を予め定めておくこと、事故が発生した場合には、その状況を詳細に記載し、かつ速やかな原因解明を行い、再発防止策を講じること、利用者の家族に対しては十分に状況説明を行うこと等、適正に対応いただきますようお願いいたします。

※報告様式は以下のHPに掲載しています。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000200.html

兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害者支援課施設整備・就労対策班
担当：藤本、井上
TEL:078-341-7711（内線2967）

(電子メール施行)
障支第1444号の3
平成29年1月10日

各県健康福祉事務所長
様
各市町障害福祉担当課長
(政令市を除く)

健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

障害福祉サービス事業者等及び市町等における
事故等発生時の報告取扱要領について

標記のことについて、障害児関係についてはこれまで具体的な取り扱いについてお示ししておりませんでした。このたび、「障害福祉サービス事業者等及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」を改正し、報告対象事業所に障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を追加（別添取扱要領の下線部分）しました。

つきましては、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所には別添の通りで通知しておりますので、事故報告があった場合は、障害福祉サービス事業所等と同様のご対応をお願いします。

兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害者支援課施設整備・就労対策班
担当：藤本、井上
TEL:078-341-7711（内線 2967）